

○平成二十二年総務省告示第百六十六号（超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																				
<p>無線設備規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第四十七号)附則第三項の規定に基づき、超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、二二・二一㎒以上二二・五㎒未満又は二三・六㎒以上二四㎒未満の周波数の電波を使用するものについては、次の表の上欄に掲げる電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所からの離隔距離がそれぞれ同表の下欄に掲げる距離以下の範囲内において当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有すること。</p>	<p>無線設備規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第四十七号)附則第三項の規定に基づき、超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、二二・二一㎒以上二二・五㎒未満又は二三・六㎒以上二四㎒未満の周波数の電波を使用するものについては、次の表の上欄に掲げる電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所からの離隔距離がそれぞれ同表の下欄に掲げる距離以下の範囲内において当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有すること。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所</th> <th style="text-align: center;">距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四一度〇七分五七秒 北緯 三九度〇八分〇一秒</td> <td style="text-align: center;">一四 km</td> </tr> <tr> <td>岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四一度〇七分五七秒 北緯 三九度〇八分〇〇秒</td> <td style="text-align: center;">一四 km</td> </tr> <tr> <td>東京都小笠原村父島字旭山 東経 一四二度一三分〇〇秒 北緯 二七度〇五分三一秒</td> <td style="text-align: center;">一 km</td> </tr> <tr> <td>長野県南佐久郡南牧村野辺山四六二番二号 東経 一三八度二八分二一秒</td> <td style="text-align: center;">八 km</td> </tr> </tbody> </table>	電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所	距離	岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四一度〇七分五七秒 北緯 三九度〇八分〇一秒	一四 km	岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四一度〇七分五七秒 北緯 三九度〇八分〇〇秒	一四 km	東京都小笠原村父島字旭山 東経 一四二度一三分〇〇秒 北緯 二七度〇五分三一秒	一 km	長野県南佐久郡南牧村野辺山四六二番二号 東経 一三八度二八分二一秒	八 km	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所</th> <th style="text-align: center;">距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県南佐久郡南牧村野辺山四六二番二号 東経 一三八度二八分二一秒 北緯 三五度五六分四〇秒</td> <td style="text-align: center;">八 km</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県鹿児島市平川町字狐迫二二五五番地 東経 一三〇度三〇分二六秒 北緯 三二度二七分五一秒</td> <td style="text-align: center;">五 km</td> </tr> <tr> <td>北海道苫小牧市字高丘（北海道大学苫小牧研究林内） 東経 一四一度三五分四九秒 北緯 四二度四〇分二五秒</td> <td style="text-align: center;">一七 km</td> </tr> <tr> <td>岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四一度〇七分五七秒</td> <td style="text-align: center;">一四 km</td> </tr> </tbody> </table>	電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所	距離	長野県南佐久郡南牧村野辺山四六二番二号 東経 一三八度二八分二一秒 北緯 三五度五六分四〇秒	八 km	鹿児島県鹿児島市平川町字狐迫二二五五番地 東経 一三〇度三〇分二六秒 北緯 三二度二七分五一秒	五 km	北海道苫小牧市字高丘（北海道大学苫小牧研究林内） 東経 一四一度三五分四九秒 北緯 四二度四〇分二五秒	一七 km	岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四一度〇七分五七秒	一四 km
電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所	距離																				
岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四一度〇七分五七秒 北緯 三九度〇八分〇一秒	一四 km																				
岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四一度〇七分五七秒 北緯 三九度〇八分〇〇秒	一四 km																				
東京都小笠原村父島字旭山 東経 一四二度一三分〇〇秒 北緯 二七度〇五分三一秒	一 km																				
長野県南佐久郡南牧村野辺山四六二番二号 東経 一三八度二八分二一秒	八 km																				
電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所	距離																				
長野県南佐久郡南牧村野辺山四六二番二号 東経 一三八度二八分二一秒 北緯 三五度五六分四〇秒	八 km																				
鹿児島県鹿児島市平川町字狐迫二二五五番地 東経 一三〇度三〇分二六秒 北緯 三二度二七分五一秒	五 km																				
北海道苫小牧市字高丘（北海道大学苫小牧研究林内） 東経 一四一度三五分四九秒 北緯 四二度四〇分二五秒	一七 km																				
岩手県奥州市水沢区星方丘町二番二二号 東経 一四一度〇七分五七秒	一四 km																				

北緯 三五度五六分四〇秒	
鹿児島県鹿児島市平川町字狐迫二二五五番地	五 km
東経 一三〇度三〇分二六秒	
北緯 三一度二七分五二秒	
鹿児島県薩摩川内市入来町裏之名四〇一八番地三	一一 km
東経 一三〇度二六分二四秒	
北緯 三一度四四分五二秒	
沖縄県石垣市登野城高田二三八九番一	一一 km
東経 一二四度一〇分二六秒	
北緯 一四度二四分四四秒	

北緯 三九度〇八分〇一秒	
岩手県奥州市水沢区星ガ丘町二番二二号	一四 km
東経 一四一度〇七分五七秒	
北緯 三九度〇八分〇〇秒	
東京都小笠原村父島字旭山	一 km
東経 一四二度一三分〇〇秒	
北緯 二七度〇五分三二秒	
鹿児島県薩摩川内市入来町裏之名四〇一八番地三	一一 km
東経 一三〇度二六分二四秒	
北緯 三一度四四分五二秒	
沖縄県石垣市登野城高田二三八九番一	一一 km
東経 一二四度一〇分二六秒	
北緯 一四度二四分四四秒	

附 則

(施行期日)

- この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この告示の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間における第二項の表の適用については、同表中

岩手県奥州市水沢区星ガ丘町二番二二号	一四 km
東経 一四一度〇七分五七秒	
北緯 三九度〇八分〇〇秒	

とあるのは、

岩手県奥州市水沢区星ガ丘町二番二二号 東経 一四一度〇七分五七秒 北緯 三九度〇八分〇〇秒	一四 km
茨城県つくば市北郷一番 東経 一四〇度〇五分一九秒 北緯 三六度〇六分二一秒	一一〇 km

とする。